

ロクハ公園プール再整備に関する市場ニーズ調査（公募型）

《質問への回答》

資料名	頁	行	意見・質問内容	回答
実施要領	7	表	<p>図表8「ロクハ公園プールの概要」最下段 ◇ 「老朽化による修繕等の対応が年々増えている。」とありますが、直近5年間におけるプール施設の修繕等の実績をお示しください。</p>	<p>令和元年度 ロクハ公園管理棟自動火災報知設備取替工事 管理棟受水槽修繕 更衣室有圧換気扇修繕 プールシール補修修繕 野外プール放送回路幹線修繕 ボイラー熱交換器配管漏洩修繕 流水プール底部塗裝修繕 野外プールサイド目地補修</p>
				<p>令和2年度 ロクハ公園管理棟空調設備改修工事 屋外プール起流ポンプ修繕 スライダープール系統次亜塩素素注入ポンプ更新 更衣室およびトイレの有圧換気扇修繕 男子更衣室入口鉄扉フロアヒンジ修繕 ろ過装置の循環ポンプ修繕 流水プール底部塗装緊急修繕</p>
				<p>令和3年度 ロクハ公園自動火災報知設備改修工事 ロクハ公園受変電設備取替工事 屋内プールシール補修工事 2.5mプール底部補修工事 ろ過装置の電磁弁交換 流水プールサイドのゴムチップ補修工事 流水プール周辺の床材剥離部分の補修 屋外プール放送設備修理 2.5mプールパネル張替え工事</p>
				<p>令和4年度 プールサイドテントの修繕 プール男女採暖室の木製ベンチ修繕 スライダープール下への電源コンセント設置 流水プール底面の塗裝修繕 プール売店の分電盤及び電源コンセント修繕 プール男子シャワー室の漏水対策修繕 プールろ過装置修繕 室内プールの壁面破損修繕 幼児プール配水管からの漏水修繕</p>
				<p>令和5年度 流水プールの水道凍結防止シール欠損部分の補修 流水プール芝生広場側テントの保護材取付 幼児プール側面滑り止め修繕 プールシャワー室土間修繕 流水プール底面剥離継続修繕 屋外プール出入口の段差調整修繕 プール起流ポンプ修繕 スライダープール揚水ポンプ逆止弁修繕 スライダープール周辺の亀裂部分の補修 流水プールろ過機ポンプの修繕 売店・プール男子更衣室コンセント修繕</p>
実施要領	8	表	<p>図表9「プール主要施設一覧」 ◇ プール全体の平面図及び配管図（電気、水道、ろ過配管等）をお示しください。</p>	別途資料提供させていただきます。
実施要領	8	表	<p>図表10「既存建物一覧」 ◇ 建物に関する建築図面及び建物内の平面図（更衣室等の利用区分がわかるもの）をお示しください。</p>	別途資料提供させていただきます。
実施要領	8	表	<p>図表11「プール・駐車場使用料」 ◇ コインロッカー使用料が、草津市都市公園条例別表第2に見当たりませんが、どのような根拠に基づき使用料を決定したのかご教示ください。</p>	草津市都市公園条例施行規則別表第2に記載しています。
実施要領	8	表	<p>◇ 駐車場料金は、現在「7月1日～8月31日の期間は有料（17時以降は無料）」との扱いとなっており、一年のうち大部分の期間が無料となっていますが、これは守るべき制約事項なのでしょうか。 ※ 草津市立ロクハ公園駐車場条例第8条には「市長は、特に必要があると認めるときは、期間を定めて駐車場を無料で開放することができる。」との記載となっています。</p>	提案内容を踏まえて検討する必要があることから、制約事項ではございません。

ロクハ公園プール再整備に関する市場ニーズ調査（公募型）

《質問への回答》

資料名	頁	行	意見・質問内容	回答
実施要領	9 13	表 図	<p>◇ 図表12「プール付帯施設の状況」において、「管理棟及びプール横の機械室や倉庫等は処分制限期間を経過しておらず、構造躯体の取り壊しは不可となっている。」と記載されております。</p> <p>◇ 一方で、「(6)再整備に当たっての条件」の図に示される、「リニューアル工事着工予定時期時点で処分制限期間を経過していないことから、撤去・除却できない建築物」としては、図中左上の管理棟外部に位置する「濾過槽上屋」及び「倉庫」（下図水色破線で囲んだ2棟）は着色されており、対象外となっております。</p> <p>◇ 図表13中の「濾過槽上屋」及び「倉庫」は、取り壊し不可の扱いとなるのか否か、ご教示ください。</p>	「濾過槽上屋」及び「倉庫」は処分制限の対象外ですので取壊し可能です。
実施要領	11 ～ 13	全	<p>(4)導入施設・機能（案）</p> <p>◇ 「第2回ロクハ公園プール検討委員会」の資料として、『ロクハ公園プール再整備方針（修正案）ゾーニングイメージ』が公表されていますが、このゾーニングイメージが基本となるのでしょうか。</p>	「第2回ロクハ公園プール検討委員会」の資料「ロクハ公園プール再整備方針（修正案）ゾーニングイメージ」は、市の内部で導入施設・機能（案）の検討を行うために作成した一例であるため、今回の調査では、事業者様の提案に委ねます。
実施要領	11 ～ 13	全	<p>◇ ゾーニングイメージには、「屋内プールの屋根を撤去」と記載されていますが、当該屋根は撤去する前提との理解でよろしいでしょうか。</p>	屋内プールの屋根は劣化が進行しているため、撤去を前提としています。再整備に当たり、新たな屋根の設置については事業者様の提案に委ねます。
実施要領	11	12	<p>②スライダープール《必須》</p> <p>◇ 「第1回ロクハ公園プール検討委員会」の資料として、『ロクハ公園プール劣化度調査概要報告書』が公表されていますが、スライダープールの鉄骨架台を含め、全てを再整備するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
実施要領	11	19	<p>③管理棟《必須》</p> <p>◇ 腰洗い槽は、平成13年7月24日付け厚生労働省通知「遊泳用プールの衛生基準について」により、設置の項目が撤廃されており、再整備は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
実施要領	11	19	<p>◇ また、洗眼器については、眼を損傷するリスク等が一般的に指摘されていますが、平成19年5月28日付け厚生労働省通知「遊泳用プールの衛生基準について」においては、洗面・洗眼できる設備を設ける旨記載されており、引き続き再整備は必要となりますでしょうか。</p>	洗面、洗眼できる設備として再整備は必要となります。
実施要領	12	22	<p>⑪その他民間提案によるプール施設等《任意》</p> <p>「民間提案によるプール施設は、単体の整備に限らず、他のプール施設との一体整備、併設、統合、機能集約等を可能とする。」との記載がありますが、実施要領11頁及び12頁に示す①～⑩の施設を、単体で整備するだけでなく、複合的な施設として整備することも可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
実施要領	13	4	<p>(6)再整備に当たっての条件</p> <p>「ロクハ公園プール内の建築物のうち、以下に示す施設については、リニューアル工事着手予定時期時点で処分制限期間を経過していないことから、撤去・除却ができない」との記載がありますが、処分制限期間はいつまでかご教示ください。</p>	令和20年度末までです。
実施要領	17	2	<p>①本市が支払う対価</p> <p>◇ 「各業務におけるサービス対価の上限は未定であり、詳細については草津市公園緑地課にお問い合わせください。」との記載があります。</p> <p>◇ 一方で、参考様式2「事業収支計画書_ロクハ公園全体の維持管理・運営」の最下段には、「※3 各年の「サービス対価（市から支払われる対価）」は、実施要領に示す「ロクハ公園全体の維持管理・運営業務に対するサービス対価」の範囲内としてください。」との記載があります。</p> <p>◇ サービス対価の上限額について、本質問に対する回答としてご教示いただけませんでしょうか。</p>	現時点で各業務のサービス対価の上限は未定であるため、実施要領の表記によらず、上限額は考慮せずにご提案ください。ただし、レジャープールとしての機能維持と魅力向上を図りつつ、可能な限り当市の財政負担縮減に資する提案に期待します。

ロクハ公園プール再整備に関する市場ニーズ調査（公募型）

《質問への回答》

資料名	頁	行	意見・質問内容	回答
実施要領	17	5	<p>②利用者から得る収入 ア. 利用料金収入</p> <p>◇ 「民間事業者は、条例に定めた金額の範囲内において、公園施設の利用料金を自ら定め、自らの収入とすることができます。」との記載がありますが、「条例に定めた金額の範囲内」は、実施要領8頁「④プール・駐車場使用料」に記載の現在の使用料が上限となるとの理解でよろしいでしょうか。この場合、「事業期間中の収支計画」を提案する際も、現在の使用料を上限とする必要があるのでしょうか。</p> <p>◇ あるいは、民間事業者との対話により、使用料の見直し（条例改正）の可能性もあるとのことでしょうか。この場合、任意に料金設定した上で提案してもよいでしょうか。</p>	<p>料金設定は現在の金額にとらわれず、事業者様の提案に委ねます。</p>
実施要領	17	9	<p>②利用者から得る収入 イ. 自主事業による収入</p> <p>◇ 「民間事業者は、自らの提案により自主事業を実施し、収入を得ることができます。」との記載がありますが、参考様式2「事業収支計画書_ロクハ公園全体の維持管理・運営」の収入において、自主事業収入はどの欄に記入すればよいか（あるいは別途の記載とすべきか）、ご教示ください。</p>	<p>ロクハ公園プールに関連する自主事業は「ロクハ公園プール収入」の欄に、ロクハ公園プールに関連しない（公園全体を対象とする）自主事業は「公園全体（ロクハ公園プールを除く）収入」の欄に記入してください。なお、利用料金収入とは行を分けて記入してください。</p>
草津市立ロクハ公園駐車場条例			<p>草津市立ロクハ公園駐車場条例第1条に、「草津市立ロクハ公園周辺における道路交通の円滑化および都市景観の維持を図るとともに、公園の利用者の利便に資するため、駐車場を設置する。」との記載があります。公園利用者以外による駐車場利用を妨げるものではないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>※ 現在、近隣の長寿の郷ロクハ荘ホームページにおいて、利用者に対し公園駐車場を利用するよう案内されております。</p>	<p>現在は公園を利用する人の利用を想定していますが、事業者様の提案に委ねます。</p>